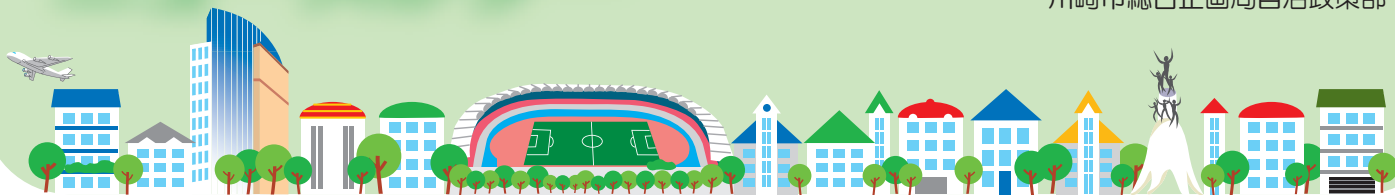


川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol. 1 / 平成23年1月
川崎市総合企画局自治政策部



第3期「川崎市自治推進委員会」がスタートしました。

第3期「川崎市自治推進委員会※」が、平成22年12月10日(金)に開催され、新たなメンバーでスタートを切りました。

委員会の開会にあたって、阿部市長より、『川崎市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱の一つに据え「行財政改革の推進」と「総合計画の着実な推進」とともに取り組んでいます。地域の課題が多様化し、一方において経済の発展があまり望めない、少子高齢化が進むという状況の中で、いかに市民が中心になってよりよいまちをつくっていくかということがこれからの課題であり、それに対する取組がまさに自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりです。委員の皆さまにはそれぞれのご経験や立場で活発にご議論をいただきたいと思います。』とのあいさつがありました。

※川崎市における自治の取組を調査審議するために設置された委員会です。第1期は平成19年2月から平成20年3月、第2期は平成20年11月から平成22年3月、第3期は平成24年3月までの任期となっています。



委員の顔ぶれ

委員の互選により、名和田 是彦さんが委員長に、谷本 有美子さんが副委員長に選任されました。



名和田 是彦委員長
法政大学法学部教授

主として横浜市で市民活動に取り組み、研究の糧としていますが、実は若い時は川崎に住んでいましたので、川崎には愛着があります。川崎は海から丘へと細長く展開した多様な地域からなっている魅力的な都市だと思います。大いに勉強し大いに議論したいと思います。



谷本 有美子副委員長
拓殖大学政経学部講師

これまで川崎市で、協働型事業のルールや都市型コミュニティのあり方の検討などに関わってきました。委員会では、こうした経験を生かしながら、市民自治の充実に必要な制度や仕組みを考えていきたいと思っています。



池田 ハルミ委員
市民委員(川崎区)

ボランティアを始めて20年。自分が主体になりハナさんハウスを始めて10年が過ぎました。ただ参加していたのとは違い、社会福祉協議会、市民館、まちづくりと関係が広がり、今回新たな広がりが出来たらと期待しています。



大下 勝巳委員
元宮前区長

第2期に引き続き、貴重な自己啓発の機会をいただきました。「参加・協働の拠点としての区役所」づくりは、私たち区民が、当事者意識を持つ市民としてどう役割を果たせるか、という問いでもあります。区職員と市民とが互いに高め合う関係づくりを目指したいと思います。



高木 一弘委員
市民委員(宮前区)

自治会や緑のボランティア活動を行っている中で、「市民自治」についても議論を深めています。委員会での調査審議を通じて協働の進め方などを学習して、実践できるように努めたいと思います。



守田 啓子委員
市民委員(麻生区)

主役の活動団体を支援する裏方も同じ市民。「私たちができることは私たちが」市民自治の基本を『活動支援』という形で実践してきました。さまざまな分野で展開されている地域の活動から新しい区役所像が描ければと思います。

第3期では“参加・協働の拠点としての区役所”をメインテーマに調査審議します。

第3期委員会の調査審議事項

- ①自治運営に関する制度等の運営状況に関すること
- ②第1期及び第2期の提言に対する市の取組状況に関すること
- ③参加・協働の拠点としての区役所に関すること

自治基本条例では、「情報共有・参加・協働」を自治の運営の基本原則として定めています。第1期自治推進委員会では「情報共有」を、第2期では「参加」、「協働」をメインテーマとして調査審議してきました。

第3期では、自治基本条例の制度・仕組みやこれまでの取組状況を調査審議するとともに、市民に身近な「参加・協働の拠点としての区役所」について調査審議していきます。

第1回委員会では、委員会の目的や審議の進め方について確認し、平成21年度に実施したかわさき市民アンケートや今回策定した「市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」について報告しました。



第1回委員会での主な意見

- 若い世代には携帯電話でアクセスできる「QRコード」を活用した広報手法も効果的である。このような情報媒体も利用し、自治基本条例の認知度を上げていく必要がある。
- 参加・協働の拠点と同時にコミュニティの拠点として、区役所がどのように機能していく必要があるかを考えていきたい。
- 「無縁社会」ではなく、「縁」のある地域社会をつくっていくため、それぞれが役割を担っていくことが大切である。
- 市民活動団体と行政がお互いに協力し、共通の目標に向かって公益的な事業を行う際の「協働型事業のルール」の考え方を広めていく必要がある。 など



QRコードを活用した携帯電話用の「自治基本条例ホームページ」を開設しました！



若い世代への情報提供方法として、その効果が期待される「QRコード」を活用し、自治基本条例の基本理念などを分かりやすく説明した携帯電話用ホームページを開設しました。
(1月10日に開催された「成人の日を祝うつどい」では、このホームページにより自治基本条例の周知を図るため、QRコードを付けた広報用のポケットティッシュを新成人に配布しました。)



第3期委員会の調査審議スケジュール

H22年度 H22.12.10 第1回自治推進委員会

○委員会の開催(概ね2ヶ月に1回)
委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。

H23年度

H24年2月下旬 報告書のとりまとめ

3月下旬 報告書を市長へ提出

H24年度以降

報告書内容に基づく必要な取組の検討・実施

次回の委員会日程

平成23年1月24日(月) 18:30~20:30
高津区役所5階 第1会議室

【議題】

- めざすべき区役所像の実現に向けた取組について
- 「新たな行財政改革プラン」について

※ 傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先

川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2017 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

Web自治基本条例



※ 市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。

